

清流の国ぎふ森林・環境税条例

平成二十三年岐阜県条例第四十五号

(趣旨等)

- 第一条** この条例は、全ての県民がその恩恵を享受している森林及び河川の有する県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の公益的機能の重要性に鑑み、その公益的機能の維持増進を図るための事業に必要な財源を確保するため、清流の国ぎふ森林・環境税として、岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。
- 2 県民税の均等割のうち、次条及び第三条の規定により加算した額に係るものを「清流の国ぎふ森林・環境税」と称する。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

- 第二条** 平成二十四年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十四条の規定にかかわらず、同条に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

- 第三条** 平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「清流の国ぎふ森林・環境税条例（平成二十三年岐阜県条例第四十五号）第三条第一項」とする。

(基金への積立て)

- 第四条** 知事は、清流の国ぎふ森林・環境税に係る収納額に相当する額から清流の国ぎふ森林・環境税の賦課徴収に要する費用の額を控除して得た額を、清流の国ぎふ森林・環境基金（清流の国ぎふ森林・環境基金条例（平成二十三年岐阜県条例第五十一号）に基づく清流の国ぎふ森林・環境基金をいう。）に積み立てるものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

清流の国ぎふ森林・環境基金条例

平成二十三年岐阜県条例第五十一号

(設置)

第一条 森林及び河川の有する県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の公益的機能の維持増進を図るための事業に要する資金に充てるため、清流の国ぎふ森林・環境基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額として一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

- 一 清流の国ぎふ森林・環境税条例（平成二十三年岐阜県条例第四十五号）第四条の規定により基金に積み立てるものとされている額
- 二 前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。